

「水道行政の国土交通省移管に当たって」

どうも皆さん、こんにちは。今日はお呼びいただきまして、ありがとうございます。去年の12月号の『水道公論』に、水道行政の移管につきまして書いたものですから、今日はその内容の復習しながら、これから水道行政が、どう持って行っていただければいいのかというようなことのご報告さしていただきたいと思います。私も当協会の会員でございます。よろしくお願いいたします。



パワーポイントたくさんありますが、ある程度、端折りながら行きたいと思っておりますのでお願いいたします。今回、水道行政が厚生労働省から国土交通省と環境省に移管するということが、先般国会で審議されまして、参議院を通過いたしましたこととさせていただきます。全会一致というわけにはいかなかったですが、共産党ともう1つ反対の党がございましたが、あとの党は全部賛成ということでございます。

でございます。

移管のいきさつ

この移管のいきさつにつきましては、新聞なんかで報道されておりますけれども、どういふことでこういうことになったかということは、要するに、コロナが大変影響いたしました、厚生労働省の仕事というのはいろんなことを抱えておまして、介護の関係もあるし、医療の関係もあるしと、そういう中でコロナ対策といいますが、感染症対策をしっかりとやるということで本部を立ち上げるということになりまして、それに関連いたしまして、水道行政と食品行政の一部についていいますか、全部じゃないのですが他の省に移そうと、こういうこととございました。

これは、もともとともう、官邸主導で始まった話で、実は去年の7月でございますが、岸田総理が中心の本部でこれを決めたということとさせていただきます。要は、厚生労働省の組織の見直しに関連してでございます。それで、国土交通省のほうにほとんど行くわけなのですが、環境省のほうに一部水質関係が移るということで、ある面では二元行政になるのじゃないかというご意見もありますが、ある面では水質の部分だけ、規制官庁である環境省がやるというのも1つのやり方かなという考えもございます。私はどちらかいうと後者のほうの考えです。もう来年の4月からそういう形に移管するということで、今もう霞が関では国土交通省、環境省が準備を進めているという段階に入っております。

これをどう評価する、ということなのですが、どちらかいうと私も長いこと水道行政に携

わってきたわけですが、昭和 40 年からですからもう 58 年になります。水道というのはずっと公衆衛生ということを中心に進められてきたということですが、今度はそれが国土交通省に移るということになりまして、どっちかいうと、基盤整備というところを中心に少し考え方が変わってくるのじゃないかということですが、

水資源とか河川とか下水道は、今、国土交通省でやっておりますので、それと一緒に水行政の一環として進めるということは、私は以前から上下水道一貫してやるべきとずっと言っていました、思わぬ形でやっとなんか形になったということですが、

あと、雨水とか地下水とか下水の処理水とか、この研究協会でやっていること、これとの関連も大変大きな関係がございます、その連携も必要だし、先ほど申し上げました、環境省が水質基準を担当するというのは、二元行政とはいいいながら 1 つのチェック体制というようなことで、例えばイギリスの制度なんか見ますとオフワットというような形もございまして、そういう途中経過かなというようなことですが、

そういう評価は致しております。移管に向けてはいろんなことがございます。付属機関をどうするかともありますが、これは事務的に進めればいい話であって、国立保健医療科学

院なんかは、当面そのまま残しておこうというようなことで、この間国会で決めていただいたようですが、その後どうするかと、土木研究所との関係もございまして、またおいおい進めていけばいいのじゃないかと考えております。

実は、5 月 26 日に参議院の本会議で賛成多数ということで成立いたしました、付帯決議として幾つかあります。いずれも老朽化対策とか料金対策とかいうようなこと

水道行政移管関係法成立

2023. 5. 参議院本会議 賛成多数 成立

付帯決議

- ① 水道、下水道施設整備の予算確保。老朽化、災害対策への対応。
- ② 水道、下水道の基盤強化。必要な組織、人員の確保。
- ③ 水道事業の官民連携の実態把握。公共性の確保。
- ④ 水道料金上昇対策。
- ⑤ 水質基準の規制強化の予算、人員、体制の確立。
- ⑥ 有機フッ素化合物対策。
- ⑦ 関係機関の調整。予算の確保。地方での混乱防止対応

で、ごくごくもつともなことが付帯決議として出てきております。これもしっかり対応していけばと考えております。

明治時代の水道行政の始まり

これから、ざーっと昔からのいきさつを復習してまいりますが、あまり詳しくやっていると時間がないので、150 年の話をあんまり詳しくはできませんが、ポイントだけご報告いたしますので、のんびりと聞いていただければ結構でございます。

水道行政がいつから始まったか。明治時代の話なのですが、そもそも何がきっかけかといいますと、これはえらい古い話ですが、岩倉具視使節団が総勢 107 名だったのですが、アメリカとヨーロッパを回りました。その中に 1 人、長与専齋という、漢方医の医者の子が入ってまして、その人がずっとヨーロッパだとかアメリカの行政をお医者さんの目でもってじっくり眺めてきたと。その辺から物事が始まるわけですが、

この長与専齋という人は長いこと内務省の衛生局長なんかをやった人ですが、64 歳で亡

くなったという方で、子どもが7人もおったということで、そのうちの息子の1人は東大の総長をやったり、それからある息子の娘が犬養毅の長男の嫁さんになって、この長男さんも法務大臣やとられました、その娘が犬養道子で、評論家としてご活躍になった。この辺、もう古いことはあまりご存じない方が多いと思いますけども、長与善郎という作家が出てきたりと。こういう人でございます。もともとこの長与さんは、福沢諭吉と一緒に、緒方洪庵の適塾なんかで勉強していたということで、大変な酒豪でいろんなことやって、冗談みたいなこともやったということを福沢諭吉が書いている『福翁自伝』という本がありますが、それ読んだら、そういうことが出てまいります。

その水道との関連で、一番問題になるのがコレラでござまして、今コロナがはやっていますが、コロナで大変な方が亡くなりましたけども、コレラは今のコロナどころでなくて、当時の日本の人口がだいたい3,000万人。その時に、1年間で10万人死んだ時もあります。10万人だと、今の人口は1億2,000万ですから、今でしたら40万人近くの方が1年間に死んだことになります。日本で今お亡くなりになる人は全体で140万人ぐらいいらっしゃるのですが、その30万、40万となると、ガンで亡くなる人がだいたいそんなものですが、それだけの人が当時明治時代の初めのほうに、明治20年ごろまでがピークですけども、亡くなって、これやっぱり水系伝染病ということなのですが、なかなか分からなくて、途中でコッホがこのコレラ菌を発見したというのが明治10年代でございまして、だいぶ恐れられた。3日で死んでしまうという大変恐ろしい病気だったわけでございます。

これをどうするかということがいろいろ問題になって、それがもとで水道を作ろうということが決められたといういきさつがございます。だから、水道というのはもともとそういう公衆衛生ということが中心になってやられました。もちろん下水道もそうなのですが、上下水道、これはもう全てそういう形で始まっております。下水道は内水排除といいますが、洪水対策みたいなこともあって、若干二股になっておりますけども、水道は全く公衆衛生のほうから始まっておるということでございます。

その辺のコレラのごときは内田百閒の『虎列刺』という短編なんか読んでいただくと、その恐ろしさが切実に描かれております。コレラ対策としてまだ水道がない頃には、飲料水注意法ってのがありましたが、ほとんど井戸の水使っておりましたから、しかも、井戸の横にトイレがあって、ということで、しかもくみ取りでございまして、染み込んでというようなこともあったりして、われわれ子どもの頃田舎であったようなことで、当時、非常に明治政府は困ったんじゃないかと思えます。

そんなことがあって、長与専齋がヨーロッパで勉強してきたことを、これを日本でもぜひやるべきだということにして「衛生」という言葉、これは長与専齋が採用したと言われておりますが、『莊子』という中国の本がありますが、私もそれちょっと調べてみましたが、その中に出てきますけども、こっちのほうから持ってきて、英語で言うと hygiene っていうのを衛生というふうに翻訳したいということで、それからずっと今も衛生というのを使っておりますけども、だから江戸時代には衛生っていう言葉、使ってなかったというような感

じですね。そこで、水道作らないかんということで、ここでよく稲場紀久雄先生なんか熱心にやっておりますバルトンとかそれからパーマーとかいうような人、お雇い外人を来てもらって、それでその人たちに初めはいろんな計画を立ててもらったという時代がしばらく続きます。

水道をどうするかということで、政府として閣議決定したのが明治 20 年でございますが、水道作ろうということで衛生上実効があるのはやっぱりヨーロッパの例なんか見たら、水道を作ることだと。もちろん、下水道もそうなのですが、そういう方向で、しかも公営にするか民営にするかいろんな議論ありましたけども、結果的には今でいう市町村が作っ
ていこうということを決めたのが明治の 20 年ごろの話でございます。

その前後して、横浜の水道がパーマーの計画で出来上がったということですが、横浜という所は江戸時代には 20 戸ぐらいの漁村でございまして、砂浜の所に作った町でして、今はもう横浜の人口 400 万ありますけども、もともとたった 20 戸の漁村だったということですよ。そんな所でたくさん人が来るということで困りまして、しかも埋め立て地っていいですか、水質が悪く井戸の水に塩分が入っていたりとかいうようなこともあって、結局、近代的な水道を作ろうということになって、その後、富国強兵の影響もあって、軍港を中心にと
いうようなことで、横浜で水道を作りました。大臣認可としては大阪市が最初でございますが、

それに続いて、明治政府も国庫補助を一部入れながら、細々とですが、国が援助しながら水道進めてきたという実績もございまして。最初は外国からいろんな資材を、ほとんど外国から資材を輸入していたのです。そのうち、今もある久保田鉄工所、それから栗本鉄工所とかが鑄鉄管と
いいますか、鉄管を作るようなことをやって、それからポンプなんかも荏原製作所だとか、それからメーターは金門製作所とか、いろいろ国産のが出てきたわけ
でございますが、そういう結果が今日に至っております。

水道条例というのは、これは明治 23 年にできた今で言う水道法でして、条例といいながら、当時まだ帝国議会が始まる前でございますので、実質上の法律ということ
でございます。この水道条例というのが昭和 32 年まで施行されます。中身見たら 18 条しかなく、ほんとに簡単なもので、よくこんなので 70 年近くやってきたなと思
いますけども、要するに市町村が公費でもってやれとか、住民の需要に応じてやれとの内容です。金持ちだけ配ると
いうようなものじゃなくて、一般的に普及させようと、こんなことを決めております。その他、共用の給水器だとか、消火栓の設置も盛り込まれ、火事対策も入
っていました。

水道の普及率、これもなかなかとり方が難しいのですが、ざっと見ますと、現在はほとんど全国 98%水道を使っておりますが、ちょうど 100 年前は、だいたい 20%
ぐらいでした。非常に進んだのは、やっぱり昭和 40 年以降でございまして、ピッチ上げて昭和 40 年で 66%でしたから、それが今日はもうほとんど 98%という
ことで、あとの 2%の人たちは地下水の利用とかで、そんな状態になっております。

水道行政所管官庁の推移

これが水道についての過去の一般的な話ですが、次に、水道行政がどうなってきたか

ことをちょっと復習してまいります。今どんなことになっているかいうと、水道は厚生労働省で、下水道は国土交通省で、浄化槽は環境省で、農村集落排水、これは浄化槽なんですが、これは農水省がやっているというようなことですが、内務省時代、戦前までは事務的な事項は衛生局で、技術的な事項は土木局で、同じ内務省の中でやっていたわけです。こ

内務省と厚生省の覚書

昭和13年8月

- ① 上下水道事務処理の打ち合わせ **電話で**
- ② 水道施設認可と下水道築造許可の指令、通牒、照会—厚生省で起案、内務省に合議
- ③ 上下水道実施設計認可、許可申請の指令、通牒、照会—内務省で起案、厚生省に合議
- ④ 上下水道**国庫補助**は②に準じる
- ⑤ 上下水道工事完了認定—③に準じる
- ⑥ 以上の文書施行一起案省は施行年月日番号を合議する省に通知

の時は同じ省の中だから、お互いに連絡しながらやってきてつつがなく進んだのですが、昭和13年に厚生省という役所を作りました。これは何のために作ったかいうと、戦時体制っていいですか、頑強なる若者を育てようとかいうようなことを目的にして、厚生省という役所ができたわけです。今も厚生労働省としてありますが、この役所に内務省の衛生局も移ったというようなところから

して、二元行政が始まっております。

昭和13年ですから、ちょうど日華事変が起こった年でございますが、その後、昭和16年に太平洋戦争になり、昭和20年に敗戦と。敗戦と言わないで終戦なんて言葉を使っておりますが、ま、敗戦ですね。そういう状況の中でちまちまとやってきたというのが続いたのですが、昭和13年の覚書が残っておりまして、連絡するのは電話でやるとか何かいろんなことが細かいこと書いていますが、こんなことは「へえ」というようなことでございます。

終戦後、GHQ連合軍が入ってきて、内務省つぶせということになりまして、内務省が解

体されて、その結果、建設院を経て建設省ができ、厚生省は厚生省、そのまま衛生行政として残るわけですが、結局内務省の土木局にあった仕事が建設省のほうに移ったということもあって、戦後、昭和23年には建設省と厚生省の2つの役所に水道課という同じ名前の役所ができて、同じような上下水道を両方でやっていたという時代がしばらく続きます。

厚生、建設両省の競争

1949年(昭和24)

厚生省 水道法試案

西方武治事務官が水道協会雑誌に
公衆衛生が主眼

1950年(昭和25)

建設省 水道法試案

細貝元次郎事務官が水道協会雑誌に
都市用水として

1953(昭和28)

1954(昭和29)

水道法の国会上程

**厚生省、建設省、通商産業省同提案
廃案**

これがネックになるわけですが、例えば、昭和24年に厚生省が水道法の試案を発表したら、昭和25年には、建設省がまた同じように法律をやったとかいうようなこととして、そのうちに今度は経済復興っていうようなこともあって、今度、今の経済産業省、昔の通産省ですね、これが地盤沈下でもって工業用水のための地下水くみ上げ規制した代わりに工業用水道を作るというようなことになって、これがまた入り込んできて、三つどもえの形で昭和28年には3省共管でもって水道法を国会に出したというようなこともあって、当時、吉田内閣の頃ですが、バカヤロー解散やなんかもあって、結局それは廃案になりました。

こんなこととして、厚生と建設両省は大変ないがみ合いをやって、権限争いというか、今で

言うたらしょうもない話ですけど、こんなことがずっと続いてきたわけです。それで、そんな時にアメリカの視察団が来まして、衛生工学は大事だというようなことになりまして、国立大学に衛生工学を3つ作れというような勧告が出たものだから、最初に北大、それから京大、それから東大と、東大は都市工学科の中になりましたけど、これだけ作ったというような経緯もございます。

水道行政の三分割

問題は、水道行政の3分割というのが昭和32年にございました。もう建設省と厚生省がお互いいがみ合うし、そんな中、通産省が工業用水について横入ってきて、もう三つどもえのけんかをやるというようなことになって、どうもならんと。特に困ったのは市町村です。あっち行ったらいい、こっち行ったら悪いと言われて、何ともならんとということで。それで国会議員もいろいろ考えて、結果的にはもうこれはトップダウンで決めた話なのですが、昭和32年の1月18日に閣議決定、突然閣議決定したのです。もう厚生省は水道全部やりなさいと。それからもう1つ。下水道の終末処理場、今でいうと資源センターですね。

水道行政の三分割

1957(昭和32)1月18日 水道行政の取扱 閣議決定

- ① 厚生省 水道すべてと下水道終末処理場
- ② 建設省 下水道の管路のみ
- ③ 通商産業省 工業用水道

*建設省計画局水道課は 都市局下水道課に
*厚生省公衆衛生局環境衛生部水道課
水道行政を全面的所管
下水道終末処理場の事務も担当
*終末処理場は昭和42年に建設省に移管

あれも厚生省でやれと。というのは当時、し尿処理は厚生省が担当していたものですから、衛生行政そのものの部分については厚生省がしっかりやれと、こういう時代だったですね。で、建設省は結局、パイプラインだけ残りまして、お前のところはパイプラインだけでいいよと言われて、結局、しばらくパイプラインだけ一生懸命仕事していて、面白くないですね、こんなことやっていたって。

それから通産省は、これはまあ途中で建設省と厚生省が、がたがたけんかしているものだから、イソップ物語みたいな話になって、上でカラスが肉をぴたっと取り上げたような形で、工業用水だけ持ってきたと、こんな形になりました。これがずっとしばらく続くわけですが、この時の突然の閣議決定というのが、これは当時の担当水道課長も知らなかったのですよ、全く。ある日突然そんなことと言われて、当時の建設省の事務次官は石破二郎さん。この人はその後、鳥取県知事と国会議員を務め、今、息子さんが石破茂さんで国会議員やられます。

厚生省のほうは、事務次官、木村忠二郎さんという人がやっていたのですが、その下に水道課長、岩井四郎さんと田邊弘さん、これは戦後ずっとその後も活躍した人ですが、どっちも京大の、岩井さんは昭和5年の土木の出身、田邊さんは8年の出身ということで、同窓生なのですが、二手に分かれてこんなことになってしまった。この2人は、全く知らされないで上の石破次官と木村次官が勝手に決めたと。それを根本官房長官、この人がその年の前の年の12月まで官房長官やっていて、この人が間に入って、えいやで決めたとということで、岩井四郎さんなんかは辞表を出そうとしたというようなことが、後で書かれております。

厚生省水道課の推移

- 昭和23年** 厚生省公衆衛生局水道課創設
昭和35年 環境衛生部設置
- * 水道課は環境衛生部に移行
 - * 清掃行政担当の環境整備課新設
 - * 下水道終末処理場事務が水道課から環境整備課に
- 昭和36年6月** 環境衛生部が環境衛生局に
昭和49年 水道環境部新設
計画課、水道整備課、環境整備課の体制

こんなことがあったということです。

こういうことで決まったものだから、ほい来たると、水道法を厚生省は早速出しまして、1月に3分割になったから、その年の6月にはもう水道法ができた。下水道法は、ちょっと遅れて明くる年になったわけですが、それで、今ある水道法っていうのは、この時に決まった水道法が、まあ途中ちょっと改正はしておりますけども、そんなことでずっと来たわけ

です。

厚生省の水道課というのは、そんなことで昭和23年にできてから、後いろんないきさつがあつて昭和49年には水道環境部、これは廃棄物も一緒にやっていたから、こういう部を作ったりして、たまたま私はこの水道環境部という部長やって、私の次の部長の時に平成の大編成があつてこの水道環境部もなくなると。まあ、そういういきさつになっております。この下水道の終末処理と、終末処理場なんて、法律屋さんは何か末法思想みたいな名前付けるわけですが、平安時代に末法思想がありましたね。今の考えからすると、何が終末じゃ、これからが始まりやということで、今度汚泥を農村に還元しようという話が出てきていますが、こんなことで昭和42年にこの終末処理場を建設省に厚生省から移したのです。

この時は、またいろいろな問題がありまして、当時の課長は久保尠さんでございました。これ決めるのは行政管理庁ですが、当時の厚生省の局長が朝日新聞の記者に、「あれは建設省が、行政管理庁の連中に酒飲ましたんや」ということをちらっと言うたのかな、どうなのか知らんけど、それが夕刊にばーんと出まして、そういうこともあつたりしてその局長はその後辞めました。ちょうど私が入った時の局長でしたけども、まあ立派な局長やったのですけども、やっぱり口は災いのもとと言いますか、余計なことは言わんほうがいい。それで、建設省は下水道部いうのを昭和46年作った。久保さんが最初の部長でした。それから、厚生省は水道環境部ができて、初代の部長は、なかなか技官のほうではまだちょっと若すぎたんで、事務官が2代続いておりますが、3代目に國川さんという人がやって、それからずっと土木というか衛生の人がやってきております。

この、厚生省と建設省の技官の人事交流なんかを久保さんが若い頃言うてたのですが、なかなかうまいこといかなかったのですが、昭和54年にやっと初めて係長級でやりました。当時私も水道整備課におつたのですけども、建設省から柳川城二さんが来てくれて、厚生省から開発課のほうに池田修、今、奈良市の水道管理者やっていますが、彼が行ったというようなことが始まりで。それからずっと交流やっていて、最近はもう補佐級でやっております、今現在、国土交通省で局長やつとられる岡村さんも、しばらく補佐の時に水道課におつたというようなことで、今日に来ております。

各省再編

2001年の1月6日に各省の再編がありました。これはほんとに、私はその時は痛恨の極

みななのですが、私、その前に厚生省の水道環境部いうところの部長をやっており、辞める時に、厚生省の幹部、官房長と政策課長に「1つだけ頼みがある」とお願いしました。水道環境部というのは、今、浄化槽も、ごみも、水道も環境的なことは皆一緒にやっているのだから、ばらばらにせんといてくれと。要するにどこに行こうが、厚生省に残るのならそれでいい。そうでなかったら、どこ行くんか知らんが、要するに切り離さんといってくれ

各省再編 2001年1月6日

- 厚生省水道環境部の廃止
- 廃棄物行政 環境省廃棄物リサイクル部
- 水道行政 厚生労働省水道課
- 水道行政は環境省にと要望
- 訪問先 野中広務、津島雄二、丹羽雄哉、小野清子、愛知和男、土井たか子、堂本暁子、野田聖子等
- 堂本暁子議員 堂本メモ 首相に談判
橋本龍太郎首相 決断
飲み水は口から
厚生労働省に残存 今日に至る

よということ

す。「分かった」と言うてたのですよ。ほんとに。「頼むよ」言って辞めたのですが、さあ始まったらドンパチ始まって、もう取り合いになって、労働省の連中が厚生省のドクター、医者、これを蹴飛ばしにかかったり、今度は農水省というのは、あれはウワバミみたいな役所ですから何でもやりますよ。飛行場も作るし、河川局も飲み込むというようで、あれ、宮本さん、覚えてらっしゃいますか。河川局が一夜にして農水省に行きそうになったのですよ。これは困った。その時の河川局長、尾田栄章さんはどうしたかな。そんなこともあつたりして、建設省はもう貝みたいに閉じちゃったな、口を。

そんな中で厚生省が今度、私が言っていたのに、水道と食品を守りにかかった。というのは、食品行政を農水省に取られそうになったというので、その防人に水道を持ってきた。それでまあ何というか、水道がにっちもさっちも行かなくなったので、「そんなもん、殺生やないか」ということで、私は水資源開発公団いうところで監事やっていたのですが、「確信犯や」と言うて、国会議員会館を駆け回った。私習字やっていたものだから、巻紙に手紙書いて、これはけしからんからこんなんしてくれと言って、ずっと回ったのですよ。野中広務議員とか津島雄二議員とか懐かしい人ばかりや。その中で一番聞いてくれたんが、堂本暁子議員という、その後千葉県知事なさいましたが、その時、さきがけと社民と自民の三立政権でして、社民のほうは土井たか子議員でした。土井議員も、堂本議員も「そうや、そうや」と言うてくれたのですが、首相ですよ、橋本龍太郎総理、この人がものすごく水道詳しくって、私もずいぶん水道でお世話になった人なのです。堂本議員に、水道行政は環境省へ移管という堂本メモを携えて官邸まで行ってもらって、40分ほど談判してもらったのですが、橋本総理が結局、「いや、やっぱり水道の水は口から入るで」となことで、「残しとく」と言われて、ほんま殺生な話や。結局、水道だけ切り離されて、廃棄物は皆、環境省行っちゃったと。「それ見たことか」となことで、それからちょうど23年ということになります。

こないいきさつがあつて、いわゆる水道やってきたのは、衛生工学を専攻した人が中心に

課長をやってきたわけなのですが、環境省が昭和 46 年にできたのですが、その時に環境省で働く人も皆、厚生省で採用したといういきさつがあります。それで厚生省で採用して、環境省に出向させるという形がずっと 2001 年まで続いてきたんですが、再編になって厚生労働省に水道課しか残らなくなったので、そんなところで採用といっても学生も来ないものだから、採用するのは環境省にしようということで、全部環境省に移したと、こういういきさつがございます。

再編後は、厚生労働省に水道課っていうのがあったのですが、ここの課長はずっとこの 23 年間、環境省から出向という形で来ておまして、どちらかというと、水道課は環境省の出島みたいな形で今まで仕事してきました。こういうことになるのが、一番私が恐れていたことなのですけど、まあ、23 年これが続きました。

厚生労働省が、ほんとにちゃんとやってくれたのは、そういう課長をちゃんと専門の衛生工学の人に任してきたということです。「もうお前いらんわ」と言わずに 23 年、彼らは辛抱してくれたということで、そういう面では私も感謝しております。環境省のほうは、当時厚生省で採った連中が今もう事務次官やったり、局長やったりしています。今の事務次官の和田さんもそうですし、それから局長級も 3 人ほど、やっぱり衛生工学の人がやっているという時代になっております。環境省では今、土木系の人も化学も物理も皆、一括して採るということになっています。

国土交通省のほうは、土木屋さんの世界でして、河川と道路。当初は河川が非常にピカイチの人を採っていて、そのうち道路がのし上がってきたという状態で現在になっております。その中で下水道部、ここの部長もやっぱり衛生工学の人がやってくれていますので、今回のこの移管の話は、私はこれで良かったと思っているのですけれども、さっき申し上げましたように、こんな形で国土交通省と環境省に移ったということでございます。

水質保全行政のこと、これは今の移管の話とはちょっと異なりますが、でも若干関係するのは今の水質基準の関係がそうなのですけども、日本が戦争に負けてぼろぼろになって、その後復興したら今度は公害問題が出てきて、川がまたぐちゃぐちゃに汚れてきたと。空気もむちゃくちゃになったという時代になって、「こんなことになったらあかんぞ」というようなことで、WHO の人が視察に来て、「だいたい日本は汚いよ」と、「しっかりやりなさい」というようなことを勧告していったわけですね。

問題は、江戸川という川がありますが、ここで本州製紙というパルプを作っていた会社なのですが、そこの排水が江戸川に流れたというか、流したっというか。そうしたら、漁業の人たちとトラブルになって、漁業組合の人がむしろ旗立てて殴り込みに来たというようなことで、こういう紛争があったのを機会に、やっぱり日本もきちっと水質関係の仕事もしなければいかんということになりました。

水質汚濁防止の法律を制定しようということになったのですが、久保さんの話を『下水道協会誌』で読んでみると、当時水質について河川局があんまり熱心じゃなかったって書いています。当時、どんどん水需要が増え、建設省もダムを作らないかんので、量のほうは

やったけど、質のほうはもう一つしっかりやりなさいと言うのだけど、なかなか「うん」っ

水道法改正のポイント

- ① 水道の計画的整備から**基盤の強化**に
- ② **関係者の責務の明確化**
- ③ **広域的水道整備計画から広域連携の推進へ**
- ④ **適切な資産管理の推進**
- ⑤ **官民連携の推進**
- ⑥ **指定給水装置工事事業者制度の改善**

その他は現行の水道法を踏襲

て言わなかったそうです。そういうことで、本州製紙の問題から、1958年に水質保全二法というのできたりしたのですが、その後、水質の環境基準や水質汚濁防止法とかは、みんな環境省でやっているというようなこともあって、これが絡んで今回の水質の部門は環境省に行ったというようなこともあるのではないかと思います。

公共用水域の水質環境基準を作って、全国今、だいたい川も海も湖もきれいになりましたですね。東京湾なんかもきれいになって、瀬戸内海はきれいになり過ぎて魚が採れん言うて、またし尿を入れてくれってな話、特に有明海なんかもノリがなかなかいかんということで、下水の放流をちょっと緩めてやったり、なかなか世の中は難しいです。

平成30年という、5年前ですか、水道法が改正され、厚生労働省の中の水道課もちっちゃな組織ですが、もう何せ全国の水道ががたがたになってきてどうしようもないから、今までは私がやってきた時代は、普及促進の時代だったから、「どんどん作れ、どんどん作れ」言うて、風呂敷いっぱい広げてやったものだから、少し大きめの施設作った。ちょっと今から考えてみたら大きすぎた。人が減るなんて思ってもいなかったから。ところが、今度人が減ってくるわ、今度老朽化が進むわということで、結局この平成30年に後輩たちが水道法改正の作業やってくれた。ポイントは何かやうと、今まで計画整備言うてたのを今度は基盤の強化いうことを中心に打ち出してくれた。要するに、がたがたになったやつをどないするのということ。それから、管理をちゃんとやれと。それから、市町村が中心にやっているの、もうちっちゃな水道がたんとおるのですよ。これじゃもうこれから成り立たんし、人もいなくなるから、管理する人もいなくなるので、みんな統合合併しようっていうことで、そういうこともこの法律で決めてくれたわけです。

どっちかいうと、都道府県ごとに1つの水道にしたらどうや、というような考え方が、この法律にはにじみ出ている、1つの県で1つの水道っていうの、東京都がそうなのです。ちょっと例外的に、武蔵野とかは地下水があるからそこに入っていないけども、ほとんど東京都は、水源は水機構がやっていますけど、浄水は全部一貫してやっておるというようなことです。それから、奈良県も奈良市を除いて今度一緒にしよう。香川県は小豆島を含めて1つの水道になっておりますし、広島もその方向でとか、全国そういう方向になっておるということで、まずこの広域化を進めるということ。そんなことがこの改正のポイントだったわけです。

水循環基本法の制定

次は水循環基本法。これはもうまさに、稲場紀久雄さんが熱心にやってくれて、結果的に

は民主党時代に作った法律なのです。成立したんは自民党の時代になりますけども。これはまさに従来の河川法とかいろんな法律ありますけども、これはでも個別法なので、「それ全体を束ねる法律が必要やないの？」ということで、議員立法なのですが、当時の国土交通省は「こんなん、何するねん」ってなことですね。ちょうど私が水団連という役所におった時に、「何や、坂本さん、妙な動きしとるで」ってことを言うてきたので、当時河川局長、いや河川局長じゃなくて、水管理局長になっていたのかな、佐藤直良さんっていう人が局長やっていて、たまたま水機構で私がおった時に彼は企画部長で来てくれとったので、非常に優秀な人でした。そこ行って、「佐藤さん、心配することないで」と。「こんなんな、できへんて。こんな法律。そんな簡単にできへん」と。「そやけど、よう覚えときや。今どこが政権持っているか分かってるでしょうな」なんていうてね。「民主党やで。民主党、何するや分からへんよ」なんて言って帰ったことありますが。

定義

- 1) **水循環**…水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること
- 2) **健全な水循環**…人の活動と環境保全に果たす水の機能が適切に保たれた状態での水循環をいうもの

案の定、それでこの法律を民主党が当時主導して学者集めて、「やるぞ」言うて、最初の法案はもったきつい話やったんやけど、いろんなことを水資源部で調整してくれまして、当時水資源の計画課長だった、宮崎さんっていうのが、その後水道課長やって水団連にお

りますが、あっちもこっちもそぎ落として、稲場紀久雄先生に言わすと「だるまみたいでけしからん」言って怒ってたけど。この法律、成立しそうになった時に国土交通大臣のトラブルがあって委員会が開かれず、国会審議が1回延びたりしたのですけども、当時の国土交通大臣、前田武志議員の時ですよ。私、今、一緒に団体で仕事してますけども、前田大臣の時うまいこと行かへんで、次の段階でこれ、全会一致で通ったという法律です。

定義やなんかはそれ読んでもらうたら分かるけど、要するに、割にええこと書いてある。これでもって、ちゃんと水循環をやろうというようなこと始めたのだけど、これを最初やってくれた議員連盟の会長は中川秀直さんやったけど、次、石原伸晃さんになった時に、ちょっとおっかなびっくりしたんか、地下水法案作ろうとした時に既存の利用者から金取るような法案になっただもんで、私は「問題やで」と言うもったんだけど、案の定、それで大反対になってペンディングになった。それから、「水循環基本法がうまいこと動いてないで」「おざなりみたいなことばかりやとるで」というような声もあり、私も若干そう思うのですが、あんまり表立っては言わないですけど。

各地方では福井県大野市とか、いろんな所がいろんな計画作っていますよね。神奈川県秦野市とか、熊本市とか。そんなところで、「これは国の何とかや」とか、「何やねん、それ」ってなこと言うとりますが、前田先生なんかとも相談して、「もうちょっとしっかりせなかんあ」というようなこと言っているのですけども、この辺がやっぱり基本になると思います。

今、水制度改革議員連盟の代表は上川議員。それから小宮山泰子議員とか。森山浩行議員は非常に熱心にやってくれたのです。フォローアップ委員会も作ったのですが、これも途中でトラブルになったりしたこともあります。今、蔵治先生が中心になってやってもうてますが、これをどうするかとか。それから、流域治水関連法ができました。これは菅（すが）内閣の時に、菅さんが「ダムの水をちゃんと、もっとしっかり使えるようにしたらどうや」ってなことで、横の連携もしっかりやろうってなことで、そんなことでだんだん流域治水のほうも進んできたかなと。そこへ持ってきて、カーボンニュートラルの話も出てきて。これについては、首都圏で水循環システム構想なんていうの、当時の水団連が作りました。最近やっとまたカーボンニュートラルの話が出てきて、要するに上流のほうから水取って流そうか、というような話が出てきたんですが、水利権の関係でどうするかとか、こういうことをこれから大きな課題として取り組むということになる時に、水道が国土交通省に行きたいことは河川と一緒にやりますから、この辺を調整が、私はしっかりやってくれるのだろうなと思っております。

矢作川で今、流域管理のプロジェクト動かしております。私のおりました、前田先生の環境未来フォーラムが、応募したらそれ通りまして、今ここを中心に矢作川の流域管理をカーボンニュートラルの観点からどうしようかいうて、14項目ほどピックアップして、いろんなことを実施していこうということになっとなって、これを官邸のほうに持ち込んで、全国版にしたらどうってなことで、今、進めております。

今後の我が国の水道の在り方

そんなこともあったりして、これからそれじゃ水道どうするのという話なのですが、私は良かったと思うのは、明治時代に水道の蛇口の水はそのまま飲んでも大丈夫なようにしようと、水質のことはあんまり書いてない条例なんですけど、そういうことで来とって、日本列島どこの水道の水を飲んでいただいても大丈夫と、こういうことになっております。それが今回の法律でもそのまま踏襲しているし、それから24時間常時水が使えるということも大事で、インドなんか行かれると、ある時間帯だけしか水が出ないというようなこともありますけども、日本の場合はそういうことはやめましよう。

適正な料金っていうのがなかなか難しいところですが、こういうことが基本精神としてやろうと。利用者本位の水道の継続というようなこと。将来もやっぱり社会基盤の要として水道が、これ98%まで来ていますから、止まったらどうすんのかなというような話になりますので、いかなる時にも止まらんように、ちゃんと飲めるようにというようなこと。それから、さまざまな様式の水道が必要やと思います。

特に小規模水道では、どんどんこうやって過疎が進んで家がなくなってくるという時に、そうしたら1軒や2軒残るわけですね。「お前ら、もう辛抱せい」なんていうこと、口が裂けても言えません、そんなことは。1軒残ったら、1軒にちゃんと水届けないかと。その時にパイプラインで持っていくのがどうなのかと。むしろ、タンクローリーで持っていったほうが早いんじゃないかなと。ちょっと貯水池だけ作っとなって、そこへ定期的に運んでいっ

コンセッション

- ① 政府が積極的に推進 内閣府
「民間資金等の活用による公共施設等の整備
等の促進に関する法律」に水道明記
大阪市、奈良市、宮城県等で採用
試験的
- ② 問題点多々
空港、道路と水道は異なる
地下埋設物の多さ
責任の分担を明確にする
議論が必要

て使ってもらおうとか。それから井戸掘って、その井戸の水そのまま飲めんなら、今、立派な膜があるし、そういうものでちゃんとやるとか、いろいろな考え方をこれからやっていかないかんという時代です。

東京みたいなでかいところは、そんなことはなりません。どんどん田舎行くと家がなくなっている。今、都会ですらそうですよね。私は練馬

区におりますが、近所、空き家がいっぱいありますね。もう大変なことになってきました。そういう中で、老朽化と人口減少対策ということで、これで基盤施設の強化、広域化、分散化、いろいろなことがこれからあります。

経営の方法としては、このコンセッションをどうしようとかいうような話も出てくるし、民間の人たちにどれだけ手伝ってもらおうとかいうような、われわれがやとった時代は一本道来たことなのですが、いろんな分岐ができて、それぞれ別のこと考えながらやらないかん。国はあんまりごちゃごちゃ言いなさんなど。要するに市町村が中心っていうか、事業者がやとるから、その総意に任すということで今までも来ているのです。

ごみは、ごみ焼き場の灰の取り出し方まで国が決めたりね。あほなことするなってんで。自分もやとったことなのですが、よう怒られた。そんな時代だから、やっぱり国は何をやるべきか、都道府県はどうするか、それから市町村は何をやるかって、これはまあ、この前の基盤整備の法改正で決めていますので、この辺をしっかりやると。

それから、用水供給っていうのは卸売屋さんですが、これも本来はこの卸売屋さんを中心に作るのやなくて、ダム作った水をいかに公平に地域に配るかということでやった、まあ、中2階みたいな組織ですから、もうお宅らの役割終わったから、もう下と一緒に、垂直統合言いますが、1つにしたらどうなのってなことをこの間の水道公論にも、神奈川県の水道は横浜や横須賀や言うたらんと、もうみんな1つにしたらどうなのですかと。まあ、せやけど皆400万とか170万とかの人口抱えているから、オラが天下でやっていますけど、いつまでもそんなことやとられないよってなことをちょっと書いときましたが、どんな反応があるかなって、見とりおります。

そういうことで、さっき申しましたように、都道府県ごとに1つの水道にしていこうというようなことが、徐々にではありますが広まっております。大都市のほうもどうすんのかなと。首都圏だって、何も東京都だけやとてなくて、水資源開発公団なんか、もう各県にまたがっておりますから、そういうことも見ると、首都圏とかこういう大都市圏はもう何せ都市が連担しているから、そういう県とかこだわらずに何かやることも必要かなと。

それからその一方で、ちっちゃな水道がいっぱいあるので、これどないすんのと。もう面倒見る人がいなくなっちゃっているから、役場の職員がやったりしていますけど、これも何かもう一括して見るとか、道路整備もだいたい進んどうから、その辺も含めてやることも必要

やし、それから民間の力をどうするかと。この間もまた新しく、水道と下水道と 100 ずつ民間でやれというようなことを閣議かなんかで決めましたよね。笛吹けど踊らずみたいな形になつとるが、いつまでも踊らないと、そのうちに後ろからひっぱたかれるようなことになりますので、この辺をどうするかと。民間がどうなるかとか。今、宮城県の県営水道が民間に任したというようなことで。下水道も一緒ですが、あそこは。そんなことがあります。

上下水道、これ今度、上下水道と一緒に行政が行くものだから、何のメリットがあんの、なんて言う人がおるけど、私はやっぱり水循環システムとして考えないかと。上水道とか下水道とか、名前が悪いの違うかと、ほんとに。英語でも上水道なんて、アッパーウォーターなんて言いませんよね。ウォーターワークス。下水だって、「下水っちゅうのは下かい」ってというような話になって、これも誰が付けたんか知らんけど。英語やとシュウエイジとか。ま、排水というかな。

だから最近も、廃棄物のほうも、ごみとか言わないのですよ。環境省の局の名前なんか見てもらっても、そういう廃棄物っていう名前になってない。資源循環とか、何かうまいこと言うてますよ。名前だけ変えればいいっていうようなものじゃないけど、やっぱり名前っていうのはうまいこと付けてやらないと具合悪いのじゃないかいうことで、まあ上下水なんて言うとするのは、日本だけじゃないかと思えますんで、これもちょっと考えにやいかんとか。

それから、これは困りますね。地震ね。もうちょうど今年、関東大震災で 100 年ですか。いつやったか、69 年説なんて言われたことあったの、覚えてらっしゃると思いますけど、まあ最近、何かちょっとずつ動きますよね、地べたが。これも不気味やし。これに対してどう考えるかというようなことだとか。

雨の降り方もこんなことになってきたし。1 時間雨量が 100 ミリなんて、われわれ子どもの頃は理科年表に出ていましたよ。102 ミリがどっかで降ったとかって言うて。そやけど今はもう 100 ミリ降りますからね。こういうのどうするかとかね。だから河川の管理の仕方、なかなか堤防ばかり作るとかダム作る言うたって、そら、なかなか難しいところもあるので、ちょっとやっぱりいろいろ考えてもらわないかんと思います。

そういうことから言うと、常日頃から非常時のことも考えることで、鳴門市なんかでやっています。あそこは津波来たら、中心部全部埋まりますから、水で。だから、今からもう逃げることを考えて街づくりやっていますから、こういうこともやっていかないかんし。今度、この AI ですね。こんなに任していいのかちゅう話もあるけど。賢いようであほですよ。どうですか。時々間違えたこと言いますけど。そうは言っても、活用できるやつは活用すると。省エネですね。

それから節水は、水源保全認証制度とかいうのできたから、この辺も見ていったらどうと

か、下水の固形物、し尿の肥料化、これまた言い出しました、最近。リンとかの回収も含めて、江戸時代は、全部「し尿は金」って言うて、全部畑に還元したり田んぼに還元したりしていましたが、昭和30年代を契機にして、ばーっとやめになった。

私の田舎でもそうだったですね。最初はお百姓さんが来て、くみ取りしてったら、大根置いていたり人参置いていたりしたけど、そのうちにうちのお母さん見ていたら、手拭い渡したりしてましたから、もう時代がずいぶん変わったと。これまた、こっちへ変わりつつありますんで。あと、電力、ガス、通信、この辺と一緒にやるとか。特にメーターの管理とか何かありますから、こういうことも含め、かつ、またテロ、オウムのサリンの時なんかも緊張しました。

これからの水行政

あと、国際展開もぼちぼちですんで、あとは水システムの抜本的改革。これが今回の水道行政が、国土交通省に行ったのは、私はそれで良かったと思うし、それが終わりかいうとそうやないと思います。次のステップに移る前さばきやと思っている。その前さばきとして、水道法改正して基盤整備もやってくれたので、さあさあ、これから日本の水行政をどうしようかということになって、さっき上下水道の名称の変更の話しましたが、これからは水循環機能を柱に、前から言っとるけど、水循環規制庁の設立やとか、水関連法の改正、昔からの河川局の人たちと話をしとると、いまだにやっぱり堅い。堅い。

これからの水行政

- ① 水循環基本法を柱に
- ② 水循環を基本に、霞が関の水行政の抜本的改革 水循環規制庁の設立
- ③ 既存の水関連法の改正
- ④ 河川や湖沼、海域を民本位の姿に
- ⑤ 環境中心の流域管理

だからまあ、そんなこと言わんともうちよっと柔軟に行きましょうや、というようなことを言うとりますけど、環境ということも考えた流域管理とか。この水循環文化研究協会、去年でしたか、名前変えました。私はびったしだと思う。以前の名前は、往生したのですよ。バングラデシュで補助金を要求したりして、環境省が担当している環境何とかいう

基金があって、その委員やとったことあるけど、そこへ出てくるの、「この下水文化研究会って。こんなん、他の人分からへん」、「これ、何や。坂本さん」言うので、「いや、これはね、下水だけやないんや。いろんなことやって……」「ほな、何で下水って付いてんねん」って。それが今度、日本水循環文化となって、これでいいと思いますよ。

これでしっかりしてもらったらいいと思う。何か会員が減つとるね。これはどうしたらいいのかなと思って。年寄りばかりになっちゃってね。いや、今日来ている人は若い人ばかりだろうけど。そんなことで12時になった。何かしゃべりっぱなしですいませんでした。ありがとうございました。終わり（笑）。（拍手）

質疑

司会：はい。坂本さん、ありがとうございました。ちょうどお時間ぴったり終わっていただ

いて、誠に大変恐縮です。何か、坂本先生にご質問なりがございましたら、2名ほどと思いますが、ございますでしょうか。

小松：はい。小松電機産業の社長の小松です。素晴らしいお話ありがとうございました。ちょうど、世界人類史における転換期に入っていると私は思っていますね。いよいよこれから日本の出番だと思っています。そうした場合に、世界の中で地球人類史の中でどういう役割担うことになるか。日本の存在意義ですね。われわれは存在ということで初めて成り立つわけですね。その世界的視野と、地球の歴史から見ると、地殻変動が最も新しい陸地、それが朝鮮半島と日本列島なのですね。その地殻変動が最も新しい、そこに近代文明を韓国と日本は築いているわけで。そうすると、ここでどういう役割を果たすべきなのか。そこに一番ポイントが竹島なのですね。

坂本：これはちょっと難しい話になるな。

小松：いやいや。難しいことっていうのはないですよ。天の時、地の利、人の和って3つありまして、これが孟子ですね。日本には孟子の銅像が1個もなかったのですよ。

ところが天皇家で、敬宮愛子さんっていう、これ実は孟子の出典なのですって。日本に孟子の銅像を持ってこようとする、全部沈められてきているのですよ。これは敬天愛人という言葉が有名で、西郷隆盛さん、京セラの稲森さんがこれいっているのです。そして今、核戦争の90秒手前って言われているってことは、これを人類だけが火使っていますので、これを逆に使えばいいわけですよ。

そうすると「ここから入らないやつは人類の敵である。生かしていいか」という論理構成になるのですが、という具合に、夢に出てくるのですよ。「夢」という言葉を使うことによってどんな言葉も言えますね。現代の法学では、法律に触れることはないのですよ。それをそれぞれいろんな方がお聞きになって、中国はよく使いますが、心理戦、宣伝戦、法律戦。法律っていうのは成文法と慣習法とがあるのだけど、こういうことをやっぱきちっとやるってことは、日本の場合は米軍の管理下にある国のような形をしている。この、国のような形をしているものを国に変える。それは日本のために変えるってことはもちろんですが、それではなくて、世界人類史の中で役割を果たすために変えるということで、世界から賛同を得ると。そうしたら、ここには世界中からぜひこの地に来たいと。日本は終戦記念日という名前を付けとるのですよ。まあ、敗戦ではきまりが悪いですから。これは素晴らしい言葉ですね。人類の戦争を終わりにする、特別の使命を持った国家が日本だと。こういう具合に再定義する。非常に簡単なことですよ。そういうことで、私は、今日素晴らしいお話ありがとうございました。

坂本：ご教授、ありがとうございました。

司会：他にご意見ある方、いらっしゃいませんか。

清水：どうも貴重なお話、ありがとうございました。日水コンの清水と申します。1つ、教えていただきたいのですが、後半の2枚目くらいの水循環規制庁という言葉を使用されている。規制という言葉がどういう意味かっていうのかを補足していただければと思いま

す。

坂本：要するに、水全体を束ねたような役所が必要やないかと。今、内閣府が割に力を持っていることやりつつありますけども、今、水資源部が中心になって水循環対策本部やってくれていますが、あれをもうちょっとちゃんとやって、一番難しいのは農水省の関係だと思いますけども、水というものに対して総括的に考えるような幅広い役所が必要やないかと。今もう、全部縦割りになっていますから。そういうことで今、矢作川でやってもうてんのは、それ全部、横で串刺そうという話をしてもらっていますけども。あんまり規制ということにはこだわってないです。

清水：昔の水質規制とか、環境庁のイメージにちょっとつながっちゃったものですから、どういう意味かなっていうのを教えていただけたらと思った次第です。

坂本：そうですね。私も環境庁におりましたけど、環境庁というところは、何かものだけ言うので力のない役所でしたけど、今はもう地球環境がちょっと中心みたいな話になつとるので、そういう中で水のこともしっかりやってくれないと困るなあとは思っています。ありがたい貴重なご意見頂きました。ありがとうございました。

清水：ありがとうございました。

司会：他、大丈夫でしょうか。それでは、時間がちょうど 12 時過ぎましたので、午後、この会場で 1 時半から第 2 回水循環文化研究発表会を開催したいと思います。それでは坂本先生、どうもありがとうございました。

坂本：どうもありがとうございました。(拍手)

2023 年 6 月 24 日、新宿 NPO 協働推進センター